

催し

ココカラパフォーマンス
2010

犬のままお君、だいすけ君と全国を旅した、テレビでおなじみの松本秀樹さんの講演会を開催します。

■日時 6月20日(日)
午後1時30分～3時
(開場午後1時)

■場所

大島文化センター ホール

※講演開始前に、小松開作出身の布田美和さんによる独唱(ソプラノ)があります。

■入場料 1500円

(当日1700円)

ココカラ会員1000円
(当日1200円)

■問い合わせ

NPO法人ココロとカラダ
研究会

☎080 (1919) 1857

企画展示

「宮本常一がみた

備賛の瀬戸」

■日時

9月28日(火)まで開催中

■場所

周防大島文化交流センター

■内容

民俗学者・宮本常一が備讚の瀬戸付近で撮影した昭和30年から50年代初頭の写真135枚を選び、パネル展示いたします。ぜひともご来場いただき、ありのままの暮らしを記録した宮本の写真を、瀬戸内海東部の地域社会の理解にお役立ていただければ幸いです。

■入場料

一般 300円

小中学生 150円

※町内小中学生 無料

※20名以上は団体割引

※星野記念館入館との共通割引券も有ります。

■主催・問い合わせ

周防大島文化交流センター

☎0820 (78) 2514

島のくらしをおすすめ分け

夏コース

○らっきょう漬け

・日時 6月6日(日)

午後1時～午後4時

・場所 周防大島町農産物加工センター(東安下庄)

「学生納付特例制度」をご存知ですか

学生納付特例制度は、所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

▼ご本人の所得のみで審査されます

一般の保険料免除(全額免除・一部納付)の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定いたしますが、学生納付特例はご本人の所得のみで判定することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない学生の方でも、所得がない場合は学生納付特例の対象となります。(一部対象外となる学校等があります。)

※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

▼障害・遺族基礎年金を受けることができず

納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族(「子のある妻」と「子」)の方は遺族基礎年金を受けることができます。

※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、若しくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

学生納付特例期間の年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います

	納付	学生納付特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間)	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
老齢基礎年金	受給資格期間	○ 入ります	× 入りません
	年金額に計算	○ されます	× されません

○障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。

○学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。(ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。)

■問い合わせ

岩国年金事務所
健康増進課
☎0827 (24) 2222
☎0820 (77) 5502